

(15) TPP税率の適用を受けるためには

①TPP税率（の有無）

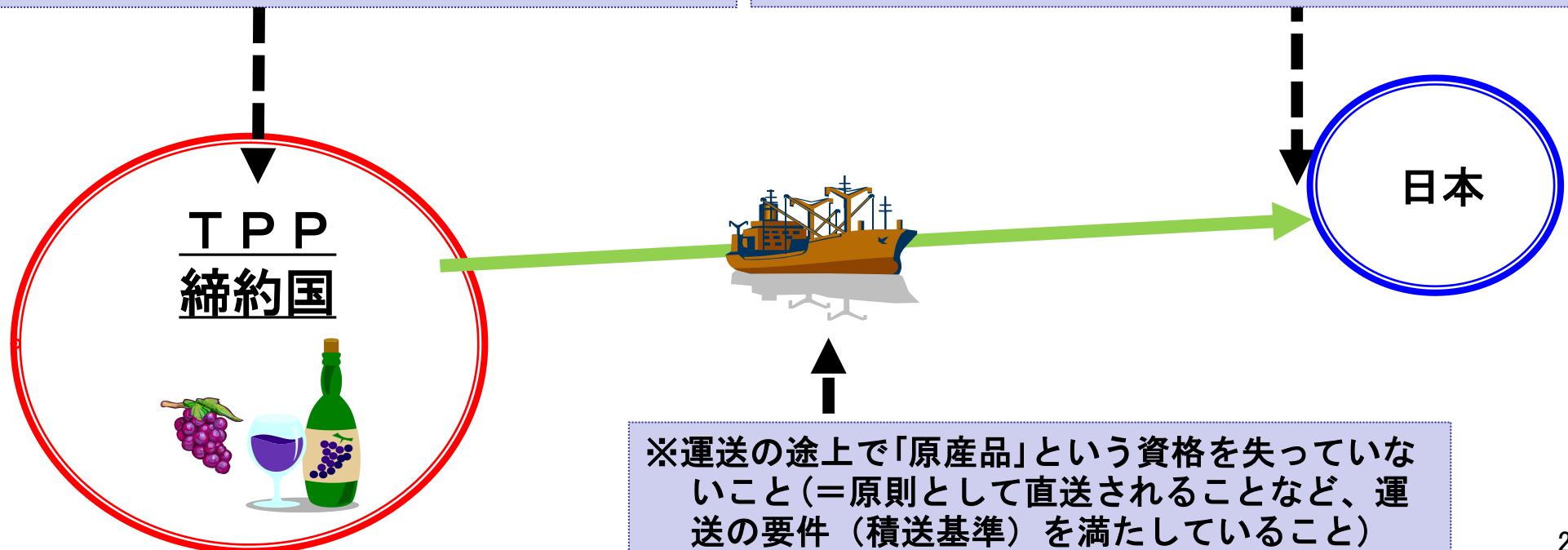
輸出入される產品に **TPP税率が設定** されているか

②原產地基準を満たすか

その產品（貨物）が「原產品」であること（=原產地基準を満たしていること）

③手續的要件（原產地手續）

税關に対して「原產品」であることを申告すること（**原產品申告書**、**運送要件證明書**を提出するなど、必要な手續を行うこと）



第3章. 原産地規則及び原産地手続

輸入される产品について、関税の撤廃・引下げの関税上の特恵待遇の対象となるTPP域内の原産品として認められるための要件及び特恵待遇を受けるための証明手続等を定める。

本章のルールにより、例えば以下のようなメリットが考えられる。

(1) TPP特恵税率の適用が可能な12か国内の原産地規則の統一(事業者の制度利用負担の緩和)

(2) 輸出者、生産者又は輸入者自らが原産地証明書を作成する制度の導入(貿易手続の円滑化)

(3) 完全累積制度の実現

TPP協定においては、複数の締約国において付加価値・加工工程の足し上げを行い、原産性を判断する完全累積制度を採用。日本が締結済みのEPAにおいても、メキシコ、ペルー等で完全累積制度を採用している。

出所: 内閣官房ホームページ「環太平洋パートナーシップ協定(TPP協定)の概要」(内閣官房TPP政府対策本部作成資料)

(参考)「完全累積制度」概念図

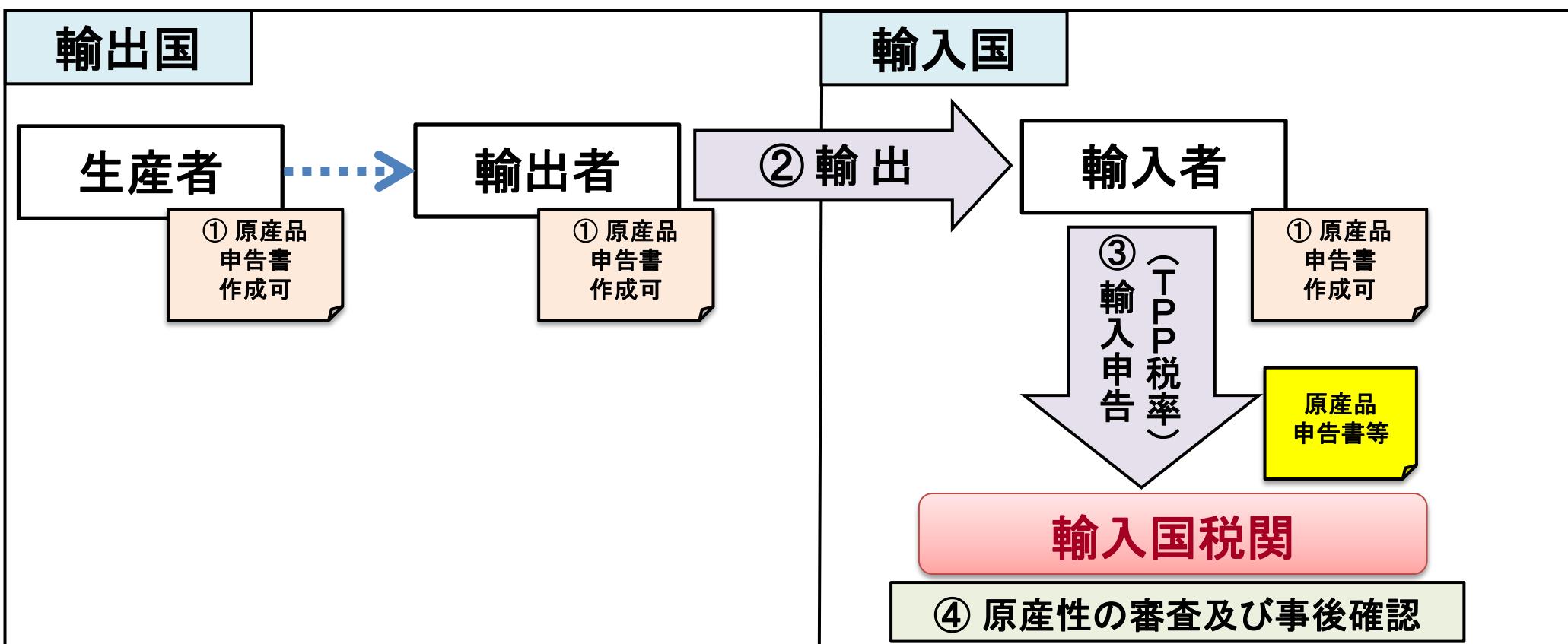
(例)原産地規則が「付加価値45%」の場合(数値・図はイメージ)



(4) 広域FTA化による原産品輸送の容易化(立証負担の緩和)

二国間のFTAにおいては、产品の輸送の際に第三国を経由した場合には、当該貨物の原産性が維持されているか否かについて輸入国税関に対し立証する負担がある。一方で、TPPは全ての締約国を一つの領域とみなす広域FTAであり、全ての締約国の領域内を移動する限りにおいては、貨物の原産性が維持されることになる。

- 日豪EPAと同様、TPPにおいても自己申告制度が採用されている。
- 輸出者、生産者又は輸入者が原産品申告書の作成ができる。
- 輸入者は、TPP税率を適用して輸入申告をする際に原産品申告書を税関に提出。
(※) 我が国での輸入に際しては、原産品であることを明らかにする書類(明細書等)の提出も必要。

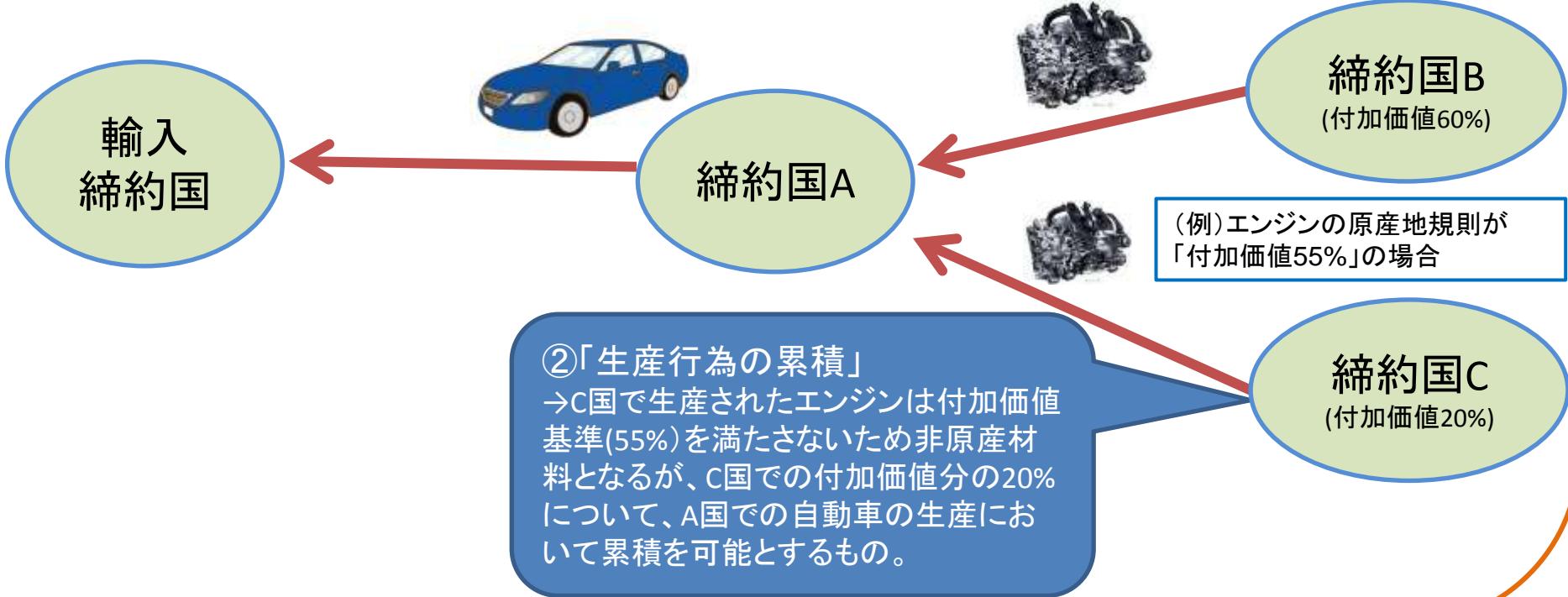


完全累積

- ✓ 「累積」には、他の締約国の原産材料を、自国の原産材料とみなす①「モノの累積」と、複数の締約国における生産行為を、单一の地域(TPP域内)で行ったものとみなす②「生産行為の累積」がある(両者を併せて「完全累積」)

①「モノの累積」

→B国で生産されたエンジンは付加価値基準(55%)を満たすため原産材料となる。A国の自動車の生産において累積可能。



TPP原産地証明書の作成(日本からの輸出)

- ◆ TPP原産地証明書は、**輸出者、生産者又は輸入者**のいずれかが作成可能。
 - ◆ TPPで決まった様式はないが、必要的記載事項を含む必要がある。
 - ◆ 英語で作成する。

必要的記載事項(第三章(原產地規則章)附屬書三-B)

- ・証明者が輸出者、生産者又は輸入者のいずれであるか
 - ・証明者、輸出者(※1)、生産者(※2)の氏名、住所、電子メールアドレス及び電話番号
(※1)生産者が証明書を作成する場合であって輸出者が分からない場合は記載不要。
(※2)生産者が証明者又は輸出者と異なる場合に記載。生産者に係る情報の秘密保持を希望するものは、「輸入締約国の当局の要請があった場合には提供可能」と記載することが認められる。
 - ・判明している場合には、輸入者の氏名、住所、電子メールアドレス及び電話番号
 - ・產品の品名及び統一システムの関税分類(六桁まで)
 - ・判明している場合には、インボイスの番号
 - ・適用する原産性の基準
 - ・署名、日付、及び「產品が原產品であること等」の定型誓約文の付記

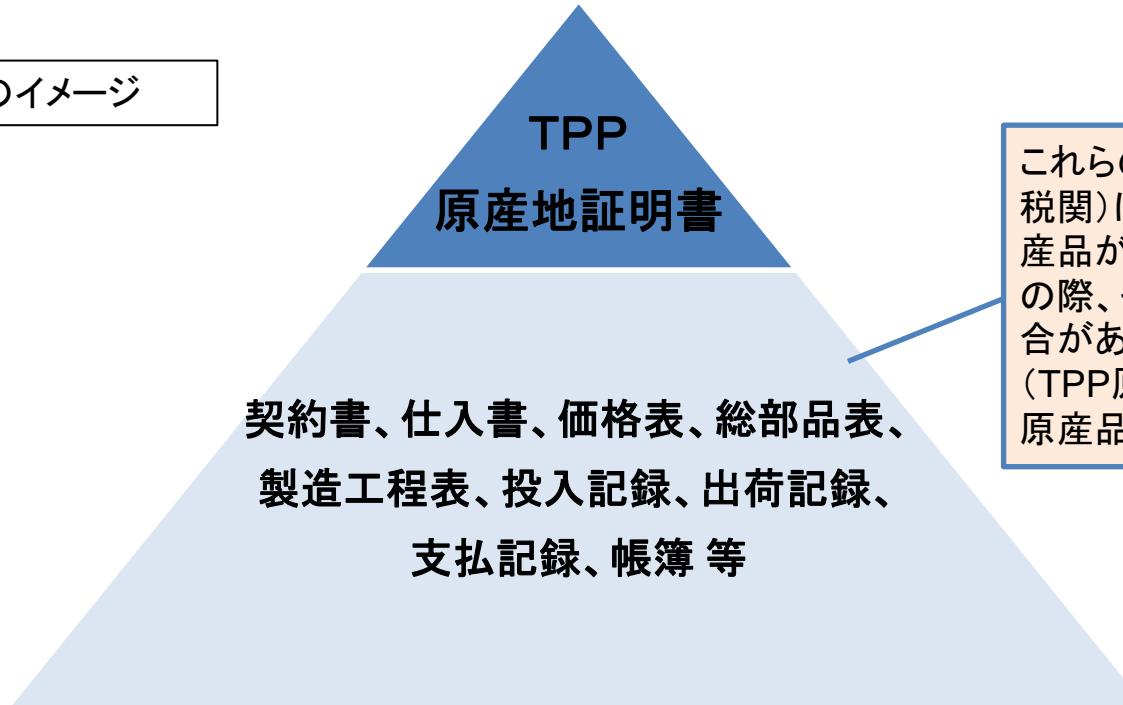
Customs form C No 5292-3			
Origin Certification Document (Australia-Japan Economic Partnership Agreement)			
1. Exporter's or Producer's Name and Address			
No.	2. Description of goods Description of good(s) including number and kind of packages; marks and numbers on packages; weight (gross or net weight); quantity (quantity unit) or other measurements (length, m ² etc.); invoice number(s) and date(s), or sufficient details to identify the consignment.		3. Harmonized System tariff classification number (HS 6 digit) of goods 4. Preference criteria (WO, PR, PSE) and Other (if applicable) documentation, if applicable
5. Other (any other applicable origin criteria or other indicators)			

日豪経済連携協定 における様式(例)

書類の保存

- 原産地証明書を作成した生産者又は輸出者は、作成の日から5年間、產品が原產品であることを示すために必要な全ての記録を保管する。
- 保存する書類は、產品の原産性を判断し、原産地証明書を作成する際に用いた資料。具体的には、契約書、仕入書、価格表、総部品表又は製造工程表等。

保存書類のイメージ



これらの書類は、輸出相手国(輸入国の税関)による事後的な確認(輸出された產品が原產品であったかどうかの確認)の際、その写し等の提供を求められる場合がある。
(TPP原産地規則章 第三・二十七条
原產品であることの確認)

(参考)原産地証明書を作成する際に用いる資料(保存する資料)は、第三者証明制度において発給当局(我が国の場合日本商工会議所)に対し原産地証明書の発給を求める際に必要となる資料と同等。第三者証明制度において保存すべき資料の具体例は下記を参照。

「原産性を判断するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示」(経済産業省原産地証明室)

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/gensanchi/roo_guideline.pdf

輸入された產品の原産性に疑義がある場合、税関は、產品についての情報を求めることができる。

- ① 輸入者に対する書面による検証(書面検証: 產品について、質問票等により情報を求めること)
- ② 輸出者・生産者に対する書面検証
- ③ 輸出者・生産者に対する訪問検証(事務所や工場等を訪問し、產品の原産性を確認すること)
(※)輸入者、輸出者又は生産者が十分な情報を提供しない場合等はTPP税率の適用を否認。

輸出国

輸入国

輸入者

生産者

輸出者

②書面検証

③訪問検証

①書面検証

輸出国政府

輸入国税関

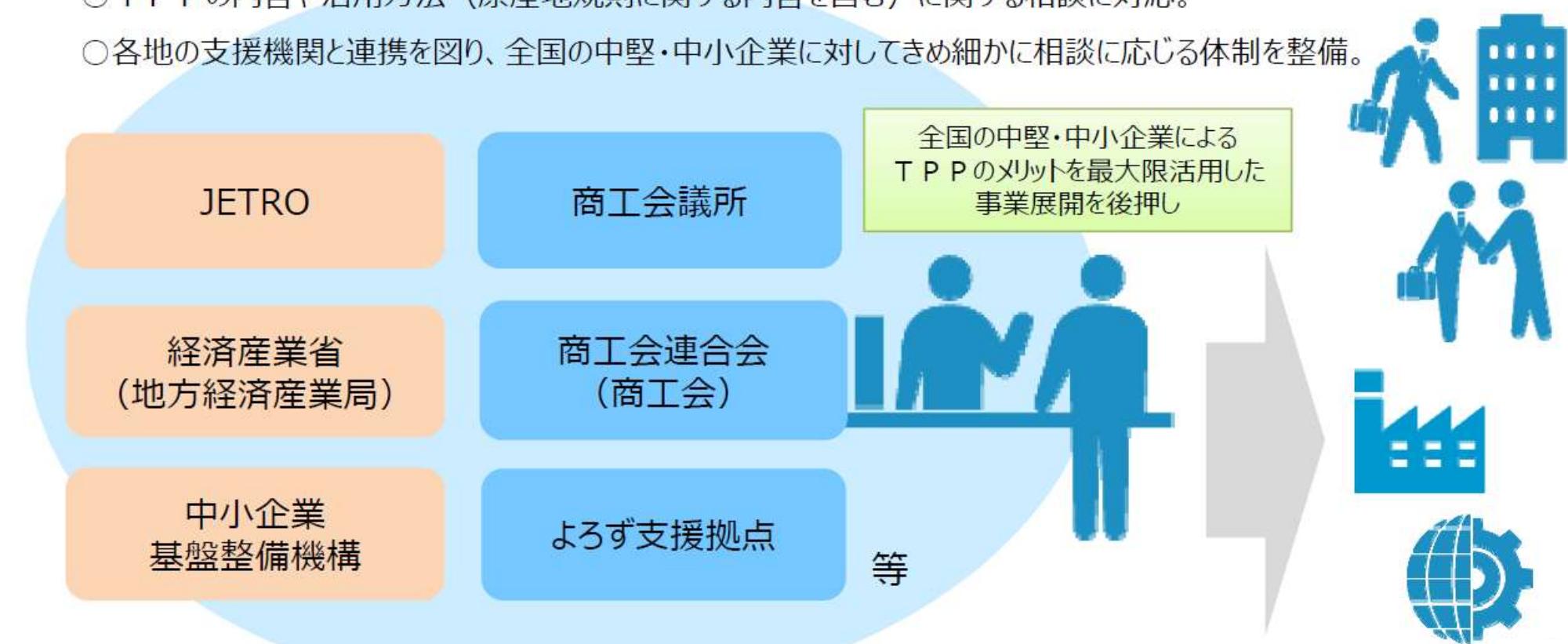
②書面検証の際、輸出国政府に支援を求めることができる。
③訪問検証の際、輸出国政府に同行の機会を与える。

中堅・中小企業のための相談体制の整備

- TPPの内容や活用方策に関する相談窓口を整備するとともに、各地の支援機関との連携を図り、全国各地での相談体制の整備・強化を行う。

相談窓口の設置・連携

- TPPの内容や活用方法（原産地規則に関する内容を含む）に関する相談に対応。
- 各地の支援機関と連携を図り、全国の中堅・中小企業に対してきめ細かに相談に応じる体制を整備。



- 税関でも体制を整備し、原産地規則に関する輸出入者からの照会に迅速・適切に対応。



「TPP原産地規則相談窓口の設置」のご案内

2016年2月4日、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定が我が国を含む参加12か国において署名されたことを受け、大阪税関では TPP 原産地規則についての相談窓口を設置しました。

TPP 原産地規則や関連する税関手続について、原産地調査官が疑問・相談にお答えします。

どうぞお気軽にお問い合わせください。

お気軽にお問い合わせください。



TPP原産地規則相談窓口
(06) - 6576 - 3196

【参考】

当資料は、内閣官房TPP政府対策本部が公表している資料の抜粋等により作成しております。
各ページの表題に[内閣官房作成資料]と記載したものは、いずれも内閣官房TPP政府対策本部トップページ(URL:<http://www.cas.go.jp/jp/tpp/index.html>)から次のとおり検索できます。

19～21ページ及び23ページの資料

⇒『説明会』

⇒『平成27年11月04日(水)：大阪会場』

⇒『・会場配布資料(大阪・仙台・福岡・札幌)

TPP協定交渉の大筋合意関連資料【PDF:2,738KB】』

24ページの資料

⇒『TPPの効果』

⇒『・TPP協定の経済効果分析について

TPP協定の経済効果分析について(概要)【PDF:801KB】』

25ページの資料

⇒『政府の取組』

⇒『・総合的なTPP関連政策大綱について

「総合的なTPP関連政策大綱概要」【PDF:19KB】』

26、27ページの資料

⇒『政府の取組』

⇒『・環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案について
「概要」【PDF:857KB】』

35ページの資料

⇒『政府の取組』

⇒『・総合的なTPP関連政策大綱について

「参考資料」【PDF:3,533KB】』